

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県立自然公園の区域の一部を変更した件 三三
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 三三
- 公金の収納の事務を委託した件 三三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三三
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 三三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三三
- 道路の区域を変更する件 三三
- 道路の供用を開始する件 三三

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三五

○ 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則 三五

告 示

福島県告示第三百五十五号

福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第六条第一項の規定により、南湖県立自然公園の区域を次のとおり変更した。

変更後の区域を表示した図面は、福島県生活環境部自然保護課及び福島県南地方振興局県民環境部県民生活課において縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

変更（地種区分）した区域
白河市五郎窪北、五郎窪、五郎窪山及び菅生館の各一部

（自然保護課）

福島県告示第三百五十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		認可申請年月日
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		
株式会社 フェリスラテ	福島市土船字新林二五〇一七	福島市桜本字新開前一二〇ほか十二筆		平成二八年五月一三日
佐々木 光洋	福島市佐原字入左原五〇一	福島市土船字上林二三四ほか十二筆		同
大友 伸夫	福島市上名倉字李玉一一二	福島市上名倉字寺西三二一ほか一筆		同
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷治六三	福島市大笹生字熊野前四九一二		同
斎藤 富雄	福島市平石字町田八	福島市平石字宮田一四ほか三筆		同
丹治 正志	福島市平石字山発田一	福島市平石字薬師堂八二一ほか二筆		同
株式会社 カトウファーム	福島市大笹生字横堀二二一	福島市大笹生字中田四七		同
佐藤 富二	福島市飯坂町平野字竈内前一〇一二	福島市飯坂町平野字相馬田二七ほか二筆		同

菅野 照	伊達市霊山町石田字 家ノ入六	伊達市霊山町石田字谷田 岸前一五―二	同	日
株式会社 本 株農園	郡山市湖南町福良字 畑ノ前二五三四	郡山市湖南町福良字上大 豆田九九―一ほか五筆	同	日
有限会社 鈴 木農園	郡山市田村町大供字 向一七三	郡山市田村町大善寺字中 山田三〇七―一ほか七筆	同	日
有限会社 フ ロンティア	郡山市三穂田町富岡 字住ノ内七―一二	郡山市三穂田町富岡字薬 師七四ほか三十三筆	同	日
有限会社 う ねめ農場	郡山市片平町字木藤 田四九―二	郡山市片平町字山田山一 一五	同	日
阿部 利徳	郡山市熱海町長橋字 後庵一八	郡山市熱海町長橋字一ノ 関九〇―一ほか二筆	同	日
磯貝 晃	郡山市湖南町福良字 外出二七二三	郡山市湖南町福良字上大 豆田一五六―一ほか五筆	同	日
柏原 秀雄	郡山市田村町川曲字 牛骨四一	郡山市田村町上道渡字向 田二六ほか四筆	同	日
佐久間 俊一	郡山市喜久田町前田 沢字上原一七	郡山市喜久田町前田沢字 中赤津六ほか十三筆	同	日
高原 栄治	郡山市三穂田町駒屋 字西畑一三一	郡山市三穂田町駒屋二丁 目五七ほか五筆	同	日
橋本 広雄	郡山市三穂田町駒屋 字四斗蒔七二―一	郡山市三穂田町駒屋一丁 目八八ほか十三筆	同	日
藤田 稔	郡山市熱海町安子島 字桜畑五八	郡山市熱海町安子島字内 野一六八―一ほか一筆	同	日
古川 専三	郡山市中田町柳橋字 高谷五三	郡山市中田町柳橋字高谷 九〇三ほか一筆	同	日

古川 正範	郡山市中田町柳橋字 中倉二一六	郡山市中田町柳橋字高谷 五四六―二	同	日
古川 正博	郡山市中田町柳橋字 高谷五七六	郡山市中田町柳橋字高谷 五五三ほか一筆	同	日
星 治男	郡山市熱海町長橋字 大穴四	郡山市熱海町長橋字大穴 一八九ほか一筆	同	日
柳沼 守	郡山市三穂田町駒屋 字二斗蒔六七	郡山市三穂田町駒屋三丁 目三三ほか二筆	同	日
柳田 操	郡山市逢瀬町河内字 水上一〇九	郡山市逢瀬町河内字曲師 館山一―二二	同	日
吉田 重太郎	郡山市三穂田町駒屋 字石橋一八	郡山市三穂田町川田一丁 目一四五	同	日
齋藤 辰美	郡山市湖南町福良字 外出二七一一―一	郡山市湖南町福良字下大 豆田六二ほか三筆	同	日
根本 政美	岩瀬郡鏡石町新町三 一三	須賀川市前田川字松葉田 一七四ほか三筆	同	日
有限会社 西 部農場	須賀川市江花字切縮 一七七	須賀川市江花字下原四― 五ほか三筆	同	日
柳沼 秀康	須賀川市江花字原三 九	須賀川市江花字川北一六	同	日
森藤 菜津美	須賀川市梓衝字久保 ノ内八三	須賀川市梓衝字上道五二 ほか二筆	同	日
相楽 一郎	須賀川市大久保字尼 ヶ作一七二	須賀川市大久保字原田二 六二ほか十七筆	同	日
柳沼 正寿	須賀川市大桑原字西 ノ内九七	須賀川市大桑原字西の作 二〇五ほか三筆	同	日

いわき市 常勝	いわき市四倉町長友 字 済戸六三	いわき市一時利用地砂子 田三五―二Aほか五十八 筆	同
いわき市三和町上永 井字高戸八七	いわき市三和町下永井字 大堀七九ほか六筆	同	同

(農業担い手課)

福島県告示第三百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。
平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号
夢みなみ農業協同組合	須賀川市大町八五番地
会津よつば農業協同組合	会津若松市扇町三五番地一

- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(農業経済課)

福島県告示第三百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、田部

地区に係る県営農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年五月三十一日
福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年六月一日から
月二十日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南会津町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、小谷地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年五月三十一日
福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年六月一日から
月二十日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、門田第4地区に係る県営農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年五月三十一日
福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年六月一日から
月二十日まで (二十日間)

福島県知事 内堀 雅雄

三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的
南会津郡只見町大字榎戸字館ノ山一五九五の二、一五九五の五、一五九五の六

三 指定実施要件
土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 南会津郡只見町大字榎戸字館ノ山一五九五の五、一五九五の六

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度
間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	---------------

県道小野田母神線	田村郡小野田大字小野山神字畑田三三三番地 先から	変更前 六・三〇 一四・〇	変更後 八・五〇 一四・〇	七七・〇 六三・五
	同 郡同 町大字小野山神字居矢ノ目七〇番 四地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野田母神線	田村郡小野田大字小野山神字畑田三三三番地先から 同 郡同 町大字小野山神字居矢ノ目七〇番四地先まで	平成二十八年五月三二日

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
梁川町土地改良区

退任した役員
氏名 住所
遠藤 幸一 伊達市梁川町八幡字下台二七番地
古山 賢一 同 市梁川町大関字台三四番地

就任した役員
役別 氏名

住所
理事 渡邊 文好 伊達市梁川町大関字間野三五番地
同 佐藤 良一 同 市梁川町八幡字火明一〇番地二

(農村計画課)

公告第百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、
鏡石成田地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))の工
事は、平成二十八年二月二十四日完了したので公告する。

平成二十八年五月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年 5月31日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

福島県公安委員会規則第5号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(平成28年福島県公安委員会規則第1号)附則第3号に掲げる規定の施行期日は、平成28年6月1日とする。

(警 務 課)